

# 介護サービス事業者

## 自主点検表

(平成20年度)

### 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

### 及び

### 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

事業所の名称

事業所の所在地  
(電話番号)

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

平成 年 月 日

埼玉県福祉部介護保険課

# 介護サービス事業者自主点検表の作成について

## 1 趣 旨

入居者及び利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項、着眼点を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う指導と連携を図ることとしました。

## 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に作成し、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) この自主点検表は外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の運営基準等を基調に作成されていますが、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護についても外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の運営基準等に準じて（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、ゴシック体で書かれた部分については外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業独自の運営基準等なので御留意ください。当該部分については、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用者がいない場合でも、自主点検していただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください。）

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- |             |  |
|-------------|--|
| ・「法」        | 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）   |
| ・「施行規則」     | 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）  |
| ・「平11厚令37」  | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準<br>（平成11年3月31日厚生省令第37号）                                       |
| ・「平18厚労令35」 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準<br>（平成18年3月14日厚生労働省令第35号） |

- ・「平11老企25」 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・「平12厚告19」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- ・「平12老企40」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び  
特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の  
算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・「平18厚労告127」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
- ・「平18-0317001」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上  
の留意事項について(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号  
厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)
- ・「平18厚労告165」 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サ  
ービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サ  
ービスの単位数並びに限度単位数  
(平成18年3月28日厚生労働省告示第165号)
- ・「平12老企52」 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス  
費用について  
(平成12年3月30日老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・「平12老企54」 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて  
(平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・「平13老発155」 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について  
(平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知)
- ・「平13老振発18」 介護保険の給付対象事業における会計の区分について  
(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)
- ・「平15老振発0416001」 有料老人ホームに対する指導の徹底について  
(平成15年4月16日老振発第0416001号厚生労働省老健局振興課長通知)
- ・「平12厚告27」 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通  
所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
- ・「平12厚告26」 厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年2月10日厚生省告示第26号)

なお、「根拠法令」の欄は、準用する条文等を示します。

# 介護サービス事業者自主点検表

## 目 次

第 1	基本方針	-----	1
第 2	人員に関する基準	-----	2
第 3	設備に関する基準	-----	6
第 4	運営に関する基準	-----	9
第 5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	-----	2 6
第 6	変更の届出等	-----	2 8
第 7	介護給付費の算定及び取扱い	-----	2 8
第 8	予防給付費の算定及び取扱い	-----	3 3

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
第1 基本方針	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。)及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。)となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の2
	<p>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護は、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者(以下「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託介護予防サービス」という。)となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35 第253条
	<p>事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければなりません。</p> </div>	法第73条第1項  平11厚令37 第192条の3第1項
	<p>事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。</p> </div>	法第115条の3 第1項  平18厚労令35 第254条第1項
	<p>安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の3第2項

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の従業者の員数</p> <p>(1) 生活相談員</p>	<p><u>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護も一体的に運営している場合は、この「1 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の従業者の員数」においてではなく、3ページ以降の「2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数」において自主点検してください。</u></p> <p>常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法第74条第1項 法第115条の4第1項</p> <p>平11厚令37 第192条の4第1項第1号</p>
	<p>生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤の者を配置していますか。</p> <p>(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとします。なお、「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>第192条の4第5項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-1-(3)</p>
<p>(2) 介護職員</p>	<p>・ 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の4第1項第2号</p>
<p>(3) 計画作成担当者</p>	<p>1以上配置していますか。</p> <p>(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の4第1項第3号</p>
	<p>計画作成担当者には、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤が配置されていますか。</p> <p>(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとします。なお、「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービス提供を含むものとします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>養護老人ホームに係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業にあつては、平成21年3月31日までの間は、計画作成担当者をすべて介護支援専門員でない者をもって充てることができます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の4第6項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-1-(3)</p> <p>平18省令33号 附則第4条</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(4) 常に1以上確保すべき従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に1以上の指定特定施設の従業者を確保していますか。(ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。) いる・いない</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「指定特定施設の従業者」は、基本サービスを提供する従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の4第4項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-1-(2)</p>
<p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業員の員数</p> <p>(1) 生活相談員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、「1 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の従業者の員数」の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとします。</li> </ul> <p>常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（介護予防サービスの利用者）の合計数（総利用者数）が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の4第2項</p> <p>平11厚令37 第192条の4第2項 第1号</p>
(2) 介護職員	<p>生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤の者を配置していますか。</p> <p>(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとします。なお、「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>第192条の4第5項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-1-(3)</p>
(2) 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。(具体的な計算方法は下記のとおり)</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上と算出します。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の4第2項 第2号</p> <p>平11老企25 第3-十の2-1-(1)</p>
(3) 計画作成担当者	<p>1以上配置していますか。</p> <p>(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の4第2項 第3号</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(3) 計画作成担当者	<p>計画作成担当者には、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤が配置されていますか。</p> <p>(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとします。なお、「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービス提供を含むものとします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>養護老人ホームに係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業にあっては、平成21年3月31日までの間は、計画作成担当者をすべて介護支援専門員でない者をもって充てることができます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の4第6項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-1-(3)</p> <p>平18省令33号 附則第4条</p>
(4) 常に1以上確保すべき従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に1以上の指定特定施設の従業者を確保していますか。(ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。)</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「指定特定施設の従業者」は、基本サービスを提供する従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の4第4項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-1-(2)</p>
3 利用者の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっていますか。(ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によります。)</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の4第3項</p>
4 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者が配置されていますか。(ただし、当該指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとします。)</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の5</p>
5 勤務体制の確保等	<p>利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第190条第1項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十-3-(12))</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
5 勤務体制の確保等	<p>指定特定施設の従業者によって基本サービスを提供していますか。  (ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本サービスに係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という)に行わせる外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(以下「委託者」という)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはなりません。</p> <p>なお、給食、警備等の基本サービスに含まれない業務については、この限りではありません。</p> <p>ア 当該委託の範囲  イ 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件  ウ 受託者の従業者により当該委託業務が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨  エ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨  オ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨  カ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在  キ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>また、委託者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。そして、当該記録は、2年間保存しなければなりません。  なお、委託者が行うエの指示は、文書により行わなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第190条 第2項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十- 3-(12))</p>
	<p>上記 のただし書により、基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第190条 第3項)</p>
	<p>従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第190条 第4項)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 建物</p>	<p>指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>の規定にかかわらず、県知事が、火災予防、消火活動等に関して専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のア～ウのいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合は、県知事に認めてもらっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合を規定している 中の「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときについては、次の点を考慮して判断されます。</p> <p>ア 上記の ア～ウの要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>イ 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>ウ 管理者及び防火管理者は、当該指定特定施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>エ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該指定特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p> </div>	<p>法第74条第2項</p> <p>平11厚令37 第192条の6第1項</p> <p>平11厚令37 第192条の6第2項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-2-(1) (参照 第3-八-2-(2))</p>
<p>2 設備</p>	<p>・ 居室、浴室、便所及び食堂を有していますか。 (ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の6第3項</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>3 設備の基準 (1) 居室</p>	<p>1の居室の定員は、1人としていますか。 (ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする ことができるものとします。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば夫婦で居室を利用 する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは できません。なお、附則第2条により、既存の指定特定施設における定員4 人以下の居室については、附則第5条により、既存の又は既存とみなすこと ができる養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室とす る規定を適用しないものとします。</p> </div> <p>プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さとなっ ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>居室及び食堂についていう「適当な広さ」については、面積による基準を 定めることはせず、利用者の選択に委ねることとします。このため、具体的 な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要 事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要とな ります。</p> </div> <p>地階に設けてはいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <p>1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直 接面して設けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>非常通報装置又はこれに代わる設備を設けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) 及び(3)の非常通報装置等の設置の規定は、利用者が居室等にいる場 合に病状の急変等の事態が生じた場合に、特定施設の従業者が速やかに対応 できるようにする趣旨で設置を求めるものです。 ただし、附則第3条により、既存の養護老人ホームに係る特定施設の場合 は、平成19年3月31日までの間に非常通報装置等の設置をする旨の計画 が立てられていることを要件として、当該規定を満たすこととします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の6第4項 第1号イ</p> <p>平11老企25 第3-十の2-2-(3)</p> <p>平11厚令37 第192条の6第4項 第1号ロ</p> <p>平11老企25 第3-十の2-2-(2)</p> <p>平11厚令37 第192条の6第4項 第1号ハ</p> <p>平11厚令37 第192条の6第4項 第1号ニ</p> <p>平11厚令37 第192条の6第4項 第1号ホ</p> <p>平11老企25 第3-十の2-2-(4)</p>
<p>(2) 浴室</p>	<p>・ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の6第4項 第2号</p>
<p>(3) 便所</p>	<p>・ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の6第4項 第3号</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(4) 食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 いる・いない</li> </ul>	平11厚令37 第192条の6第4項 第4号
4 構造等	<p>指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。 いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の6第5項
	<p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の6第6項
	<p>指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっていますか。 いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の6第7項
5 外部サービス 利用型指定介護 予防特定施設入 居者生活介護事 業者の設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の設備基準（上記の1～4）を満たすことをもって、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における当該基準を満たしているものとみなすことができる。</li> </ul>	法第115条の4 第2項  平18厚労令35 第257条第8項

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p>	<p>あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、以下の項目等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 運営規程の概要</li> <li>イ 従業者の勤務の体制</li> <li>ウ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容</li> <li>エ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類</li> <li>オ 居室、浴室及び食堂の概要</li> <li>カ 要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容</li> <li>キ 安否確認の方法及び手順</li> <li>ク 利用料の額及びその改定の方法</li> <li>ケ 事故発生時の対応</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとします。</p> </div> <p style="text-align: right;">平11老企25 第3-十の2-3-(1)</p> <p style="text-align: right;">平11老企25 第3-十の2-3-(1)</p> <p style="text-align: right;">平11老企25 第3-十の2-3-(1)</p>	<p>法第74条第2項</p> <p>平11厚令37 第192条の7第1項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(1)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(1)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(1)</p>
	<p>の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第192条の7第2項</p>
	<p>より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ の契約に係る文書に明記していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の7第3項</p>
<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等</p>	<p>正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んではいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第179条 第1項)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	<p>入居者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に代えて当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>入居者が当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものです。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第179条第2項)</p> <p>平11老企25第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十-3-(2))</p>
	<p>入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第179条第3項)</p>
	<p>サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第179条第4項)</p>
3 受給資格等の確認	<p>サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第11条第1項)</p>
	<p>被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第11条第2項)</p>
4 要介護認定の申請に係る援助	<p>利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第12条第1項)</p>
	<p>居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第12条第2項)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
5 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	<p>・ 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設においてサービスを提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>施行規則第64条第3号の規定に基づき、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村（又は国保連）に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出することが必要です。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあつては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る同意の書類と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る要件となる同意の書類は、別々の書類によることなく1つの書類によることができます。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条の12（準用 第180条）</p> <p>平11老企25第3-十の2-3-(6)（参照 第3-十-3-(3)）</p>
6 サービスの提供の記録	<p>サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、事業者は、サービスの開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービスの終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条の12（準用 第181条第1項）</p> <p>平11老企25第3-十の2-3-(6)（参照 第3-十-3-(4)- ）</p>
	<p>基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12（準用 第181条第2項）</p>
7 利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法定代理受領サービスとして提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額の1割（法の規定により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条の12（準用 第182条第1項）</p> <p>平11老企25第3-十の2-3-(6)（参照 第3-十-3-(5)- ）</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
7 利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第182条 第2項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十- 3-(5)- )</p>
	<p>の支払のほか、次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <p>ア 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>イ おむつ代</p> <p>ウ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア又はウの費用については、以下の各通知に基づき適切に取り扱ってください。</p> <p>【アの費用】特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)</p> <p>【ウの費用】通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第182条 第3項)</p> <p>平11老企52</p> <p>平11老企54</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十- 3-(5)- )</p>
	<p>の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第182条 第4項)</p>
	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法第41条第8項</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
7 利用料等の受領	<p>介護保険法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	規則第65条
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>・ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の12 (準用 第21条)
9 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	<p>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の12 (準用 第183条 第1項)
	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の12 (準用 第183条 第2項)
	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の12 (準用 第183条 第3項)
	<p>自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条の12 (準用 第183条 第6項)

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
10 身体拘束等	<p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>ウ 自分で降りられないように、ベッドの柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 （準用 第183条 第4項）</p> <p>身体拘束ゼロへの 手引き</p>
	<p>管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平13老発155 2・3</p>
	<p>管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>ア 事業所内の推進体制</p> <p>イ 介護の提供体制の見直し</p> <p>ウ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>エ 事業所の設備等の改善</p> <p>オ 事業所の職員その他の関係者の意識啓発のための取組み</p> <p>カ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>キ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> </div>	<p>平13老発155 3・5</p>
	<p>緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」や「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 （準用 第183条 第5項）</p> <p>平13老発155 6</p> <p>身体拘束ゼロへの 手引き</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
1 1 特定施設サービス計画の作成	<p>管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第184条第1項)</p>
	<p>計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第184条第2項)</p>
	<p>計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第184条第3項)</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項も含めたものとします。</p> <p>なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとします。</p> </div>	<p>平11老企25第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十-3-(7))</p>
	<p>計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第184条第4項)</p>
	<p>計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第184条第5項)</p>
	<p>計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第184条第6項)</p>
	<p>計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際にもから に準じて取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12 (準用 第184条第7項)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
1 2 受託居宅サービスの提供	<p>特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことです。</p> </div> <p>受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の8第1項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(2) -</p> <p>平11厚令37 第192条の8第2項</p>
1 3 相談及び援助	<p>・ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談です。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第187条)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十-3-(9))</p>
1 4 利用者の家族との連携等	<p>・ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者との家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族とが交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第188条)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十-3-(10))</p>
1 5 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたときには、遅滞なく、意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第26条)</p> <p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第26条)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
16 緊急時等の対応及び協力医療機関等	<p>サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。協力医療機関については、次の点に留意するものとします。</p> <p>ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条の12（準用 第51条）</p> <p>平11老企25第3-十の2-3-(6)（参照 第3-二-3-(3)）</p>
	<p>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の12（準用 第191条第1項）</p>
	<p>あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条の12（準用 第191条第2項）</p> <p>平11老企25第3-十の2-3-(6)（参照 第3-十-3-(13)）</p>
17 管理者の責務	<p>管理者は、従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の2（準用 第52条第1項）</p>
	<p>管理者は、従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条の2（準用 第52条第2項）</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
18 運営規程	<p>・ 指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>ウ 入居定員及び居室数</p> <p>エ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>カ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</p> <p>キ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ その他運営に関する重要事項</p> <p>エの「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指します。</p> <p>コの「その他運営に関する重要事項」には、従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めてください。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。</p> <p>同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の9</p> <p>平11厚令37 第192条の9</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(3)</p> <p>平11厚令37 平11老企25 第3-一-3-(17)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>19 受託居宅サービス事業者への委託</p>	<p>受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>～ は、利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に受託居宅サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものです。このほか次のア～キに留意してください。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次の（ア）～（キ）に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。この場合において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはなりません。</p> <p>（ア）当該委託の範囲</p> <p>（イ）当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>（ウ）受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨</p> <p>（エ）外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>（オ）外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（エ）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨</p> <p>（カ）受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>（キ）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>イ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者はアの（ウ）及び（オ）の確認の結果の記録を作成しなければなりません。</p> <p>ウ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行うアの（エ）の指示は、文書により行わなければなりません。</p> <p>エ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、アの（ウ）及び（オ）の確認の結果の記録を2年間保存しなければなりません。</p> <p>オ 1の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能です。</p> <p>カ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護のサービスを提供する事業者と予め契約し、介護保険法第70条第1項及び介護保険法施行規則第123条第1項により、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を県知事に提出しなければなりません。</p> <p>キ は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、身体拘束等の禁止、秘密保持、事故発生時の対応、緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該外部利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていなければなりません。</p>	<p>平11厚令37 第192条の10 第1項</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(4)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
19 受託居宅サービス事業者への委託	<p>受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の10第2項
	<p>受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定認知症対応型通所介護となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の10第3項
	<p>事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、 に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の10第4項
	<p>に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、 の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、 に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の10第5項
	<p>の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の10第6項
	<p>受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の10第7項
	<p>受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の10第8項
20 地域との連携等	<p>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条の12（準用 第191条の2第1項）
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p> </div>	平11老企25第3-十の2-3-(6)（参照 第3-十-3-(14) ）

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
2 0 地域との連携等	<p>利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第191条 の2第2項) 平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-十- 3-(14) )</p>
2 1 非常災害対策	<p>・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第103条)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-六- 3-(6) )</p>
2 2 衛生管理等	<p>利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>衛生管理等については、上記のほかに、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第104条 第1項) 平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-六- 3-(7) )</p>
	<p>当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第104条 第2項)</p>
2 3 掲示	<p>・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、外部サービス利用型特定施設従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第32条)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
2 4 秘密保持等	<p>指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第33条 第1項)</p>
	<p>指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>従業者が、従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第33条 第2項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-1-3-(21) )</p>
	<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第33条 第3項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-1-3-(21) )</p>
	<p>「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表をすること。</p> <p>ウ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者・委託先を監督すること。</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平16.12.24)より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p> </div>	<p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24 厚労省)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
25 広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定施設について広告をする場合(パンフレット、重要事項説明等の作成頒布等も含む。)においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 いない・いる</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>有料老人ホームは長年にわたり利用される生活の場であり、有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容について、入居者が、あらかじめ十分に理解した上で入居されるべきものです。</p> <p>このため、入居者に誤解を与えることがないように、高齢者にわかりやすく、実態に即した正確な表示が特に強く求められるものです。特に、介護サービスに関する表示、医療・看護体制に関する表示、利用料金に関する表示、居室の方位に関する表示等の内容については、有料老人ホームの社会的信頼の確保及び質の向上のためにも、それぞれの有料老人ホームにおいて改めて検証され、適切な措置が講じられる必要があります。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第34条)</p> <p>平15老振発04160 01</p>
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 いない・いる</li> </ul>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第35条)</p>
27 苦情処理	<p>サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第36条 第1項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-1-3-(23))</p>
	<p>の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録していますか。 いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(事業者が提供したサービスとは関係ないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第36条 第2項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-1-3-(23))</p>
	<p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 いる・いない</p>	<p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-1-3-(23))</p>
	<p>提供したサービスに対する市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第36条 第3項)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
27 苦情処理	<p>市町村からの求めがあった場合には、 の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第36条 第4項)</p>
	<p>提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第36条 第5項)</p>
	<p>国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、 の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第36条 第6項)</p>
28 事故発生時の対応	<p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望まれます。 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第37条 第1項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-一- 3-(24) )</p>
	<p> の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第37条 第2項)</p>
	<p>利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入、又は賠償資力を有することが望まれます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第37条 第3項)</p> <p>平11老企25 第3-十の2-3-(6) (参照 第3-一- 3-(24) )</p>
29 会計の区分	<p>指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条の12 (準用 第38条)</p>
	<p>具体的な会計処理の方法については、厚生労働省から通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平13老振発18</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
30 記録の整備	<p>従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第191条の11第1項
	<p>利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 特定施設サービス計画</p> <p>イ 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録(第192条の8第2項)</p> <p>ウ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録(第192条の10第8項)</p> <p>エ 利用者に関する市町村への通知の記録(第26条)</p> <p>オ 利用者からの苦情の内容等の記録(第36条第2項)</p> <p>カ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録(第37条第2項)</p> <p>キ 提供した具体的なサービスの内容等の記録(第181条第2項)</p> <p>ク 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(第183条第5項)</p> <p>ケ 業務委託の確認結果等の記録(第190条第3項)</p> <p>コ 市町村(又は国保連)に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類(施行規則第64条第3号)</p> </div>	平11厚令37第191条の11第2項
31 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センター(埼玉県社会福祉協議会)へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成18年度から対象になったサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・通所介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与</li> <li>・居宅介護支援・介護老人福祉施設・介護老人保健施設</li> </ul> <p>平成19年度から対象になったサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul> <p>前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下のサービスは対象外。</p> <p>新規事業所は、基本情報のみ報告)</p> </div> <p>報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法第115条の29第1項</p> <p>施行規則第140条の29</p> <p>施行規則第140条の30</p> <p>施行規則第140条の31</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針	<p>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第246条第1項)</p>
	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第246条第2項)</p>
	<p>利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第246条第3項)</p>
	<p>利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第246条第4項)</p>
	<p>利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第246条第4項)</p>
2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針	<p>サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>外部サービス利用型指定介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかに(アセスメント)します。</p> </div>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第1号)</p> <p>(参照 平11老企25第4-三-10(2))</p>
	<p>計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第2号)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
	<p>介護予防特定施設サービス計画には、次の内容等を明らかにしてください。</p> <p>ア 提供するサービスの具体的内容 イ 所要時間 ウ 日程</p> <p>介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	<p>(参照 平11老企25第4-三-10(2))</p>
	<p>計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第3号)</p>
	<p>計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第4号)</p>
	<p>サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第5号)</p>
	<p>サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第6号)</p>
	<p>計画作成担当者は、他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第7号)</p>
	<p>計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第8号)</p>
	<p>から までの規定は、 に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第264条 (準用 第247条第9号)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
第6 変更の届出等	<p>・ 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「その他厚生労働省令で定める事項」とは次に掲げる事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む）</p> <p>ク 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>ケ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>コ 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。）の氏名及びその登録番号</p> </div>	法第75条  施行規則第131条
第7 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <hr/> <p>費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <hr/> <p>1単位の単価に所定単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平12厚告19の一  平12厚告19の二  平12厚告19の三

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
2 所定単位数の算定	<p>・ 別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数（平成18年3月28日付け厚生労働省告示第165号）を基に得た当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数（平成18年3月28日付け厚生労働省告示第165号）を限度として算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <p>(1) 経過的要介護 6,505単位</p> <p>(2) 要介護1 16,689単位</p> <p>(3) 要介護2 18,726単位</p> <p>(4) 要介護3 20,763単位</p> <p>(5) 要介護4 22,800単位</p> <p>(6) 要介護5 24,867単位</p> </div>	<p>平12厚告19の別表の10の注1</p> <p>平18厚労告165第1号ロ</p>
3 従業者の員数が基準を満たさない場合の算定	<p>・ 介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 指定居宅サービス基準第192条の4に定める員数を置いていない。</p> <p>介護職員が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、基本サービス部分についてのみ適用されます。</p> </div>	<p>平12厚告19の別表の10の注1</p> <p>平12厚告27第5号イ</p> <p>平12老企40第二-4-(4)-</p>
4 受託居宅サービス事業者への委託料について	<p>・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居宅サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づいていますか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平12老企40第二-4-(4)-</p>
5 基本サービス費	<p>・ 利用者に対して、基本サービスを行った場合に1日につき84単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労告165別表第一の1の注</p>
6 訪問介護 (1) 基本事項	<p>利用者に対して、指定訪問介護に係る受託居宅サービス事業者の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労告165別表第1の2の注1</p>
	<p>3級ヘルパーが、指定訪問介護を行った場合には算定していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平18厚労告165別表第1の2の注5</p>
	<p>・ 身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18厚労告165別表第1の2の注2</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(3) 生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に算定していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165 別表第1の2の注3
(4) 通院等の乗車又は降車の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対して、通院等のため、当該事業者の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に算定していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165 別表第1の2の注4
7 訪問入浴介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対して、指定訪問入浴介護に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注1から注5までについては適用しない。</p>	平18厚労告165 別表第1の3
8 訪問看護	<p>通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣の定める疾病等の患者を除く。)に対して、指定訪問看護に係る受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、その主治の医師の指示(指定訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注1から注6まで及び注8については適用しない。</p>	平18厚労告165 別表第1の4
	<p>所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165 別表第1の4

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
8 訪問看護	<p>指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>ア 所要時間30分未満の場合 383単位 イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 747単位</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165別表第1の4
9 指定訪問リハビリテーション	<p>・ 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーションに係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注1から注4までについては適用しない。</p>	平18厚労告165別表第1の5
10 指定通所介護	<p>利用者に対して、指定通所介護に係る受託居宅サービス事業者(指定通所介護受託居宅サービス事業者)が、指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注1から注11までについては適用しない。</p>	平18厚労告165別表第1の6のイ
	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の「所要時間3時間以上4時間未満」の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165別表第1の6のイ
	<p>難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とする利用者に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の八の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165別表第1の6のロ

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
1 1 指定通所リハビリテーション	<p>利用者に対して、指定通所リハビリテーションに係る受託居宅サービス事業者が、指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注1から注12までは適用しない。</p>	平18厚労告165別表第1の7
	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の「所要時間3時間以上4時間未満」の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165別表第1の7
1 2 指定福祉用具貸与	<p>利用者に対して、指定福祉用具貸与に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1及び注3については適用しない。</p>	平18厚労告165別表第1の8
1 3 指定認知症対応型通所介護	<p>利用者に対して、指定認知症対応型通所介護に係る受託居宅サービス事業者が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、認知症対応型通所介護費の注1から注8までについては適用しない。</p>	平18厚労告165別表第1の9
	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の「所要時間3時間以上4時間未満」の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労告165別表第1の9

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>第8 予防給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <hr/> <p>費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定められた1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <hr/> <p>1単位の単価に所定単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平成18厚労告127一</p> <hr/> <p>平成18厚労告127二</p> <hr/> <p>平成18厚労告127三</p>
<p>2 所定単位数の算定</p>	<p>・ 別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数（平成18年3月28日付け厚生労働省告示第165号）を基に得た当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数（平成18年3月28日付け厚生労働省告示第165号）を限度として算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <p>(1)要支援1            4,970単位</p> <p>(2)要支援2            10,400単位</p> </div>	<p>平18厚労告127別表の10</p> <hr/> <p>平18厚労告165第2号ロ</p>
<p>3 従業者の員数が基準を満たさない場合に算定</p>	<p>・ 介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 指定介護予防サービス基準第255条に定める員数を置いていない。</p> <p>介護職員が介護予防サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、基本サービス部分についてのみ適用されます。</p> </div>	<p>平成18厚労告127別表の10の注1</p> <hr/> <p>平12厚告27第18号ロ</p> <p>平18-0317001号別紙1-第2-10(3)-</p>
<p>4 受託居宅サービス事業者への委託料について</p>	<p>・ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が受託介護予防サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づいていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平18-0317001号別紙1-第2-10(3)-</p>
<p>5 基本サービス費</p>	<p>・ 利用者に対して基本サービスを行った場合に算定に1日につき63単位を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平成18厚労告165別表第二の1</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
6 指定介護予防訪問介護	<p>・ 利用者に対して、指定介護予防訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等(3級ヘルパーを除く。)が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費の注1のイからハまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費の注1から注5までについては適用しない。</p>	平成18厚労告165別表第二の2
7 指定介護予防訪問入浴介護	<p>・ 利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注1から注5までについては適用しない。</p>	平成18厚労告165別表第二の3
8 指定介護予防訪問看護	<p>通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣の定める疾病等の患者を除く。)に対して、指定介護予防訪問看護に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注1から注5まで及び注7については適用しない。</p>	平成18厚労告165別表第二の4
	<p>所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平成18厚労告165別表第二の4
	<p>指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>ア 所要時間30分未満の場合 383単位</p> <p>イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 747単位</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平成18厚労告165別表第二の4

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>9 指定介護予防訪問リハビリテーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションに係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注4までについては適用しない。</p>	<p>平成18厚労告165別表第二の5</p>
<p>10 指定介護予防通所介護</p> <p>(1) 基本事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対して、指定介護予防通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所介護事業所において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費(以下「介護予防通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、介護予防通所介護費のイの注1から注3までについては、適用しない。</p>	<p>平成18厚労告165別表第二の6</p>
<p>(2) 運動器機能向上加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき203単位を加算していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平成18厚労告165別表第二の6のイ</p>
<p>(3) 栄養改善加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所介護費のニの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき90単位を加算していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平成18厚労告165別表第二の6のロ</p>
<p>(4) 口腔機能向上加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき90単位を加算していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平成18厚労告165別表第二の6のハ</p>
<p>11 指定介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(1) 基本事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションに係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費(以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注3までについては、適用しない。</p>	<p>平成18厚労告165別表第二の7</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(2) 運動器機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所リハビリテーション費の口の運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき203単位を加算していますか。 いる・いない</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の7のイ
(3) 栄養改善加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき90単位を加算していますか。 いる・いない</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の7のロ
(4) 口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所リハビリテーション費のニの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき90単位を加算していますか。 いる・いない</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の7のハ
12 指定介護予防福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される1単位の単価で除して得た単位数を算定していますか。 いる・いない  なお、介護予防福祉用具貸与費の注1及び注3については適用しない。</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の8
13 指定介護予防認知症対応型通所介護 (1) 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費(以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。 いる・いない  なお、介護予防認知症対応型通所介護費の注1から注8までについては適用しない。</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の9
(2) 短時間の場合の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費の「所要時間3時間以上4時間未満」の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定していますか。 いる・いない</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の9

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(3) 個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護費の注5の個別機能訓練を行った場合に、1日につき24単位を加算していますか。 いる・いない</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の9のイ
(4) 栄養改善加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護費の注6の栄養改善サービスを行った場合に、1月につき90単位を加算していますか。 いる・いない</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の9のロ
(5) 口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護費の注7の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき90単位を加算していますか。 いる・いない</li> </ul>	平成18厚労告165別表第二の9のハ